

江戸川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

昭和五十四年三月三十日

条例第二十一号

〔注〕昭和五八年三月から改正経過を注記した。

改正 昭和五四年 七月条例第三〇号 昭和五八年三月条例第二四号
平成 八年 三月条例第一六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、中高層建築物の建築に係る計画の事前公開並びに紛争解決のための助言、あつせん及び調停に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もつて地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中高層建築物 高さが十メートルを超える建築物（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域をいう。）にあつては、軒の高さが七メートルを超える建築物又は地階を除く階数が三以上の建築物）をいう。
- 二 紛争 中高層建築物の建築に伴つて生ずる日照、通風及び採光の阻害、風害、電波障害等並びに工事中の騒音、振動等の周辺の生活環境に及ぼす影響に関する近隣関係住民と建築主又は工事施工者等との間の紛争をいう。
- 三 調整 紛争解決のための助言、あつせん及び調停をいう。
- 四 建築主 中高層建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 五 工事施工者等 中高層建築物に関する設計者、工事管理者及び工事施工者をいう。
- 六 近隣関係住民 次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ 中高層建築物の外壁面からその高さの二・五倍の水平距離の範囲内に居住する者及び当該範囲内に土地又は建築物を所有する者

ロ 中高層建築物による電波障害の影響を著しく受けると認められる者

- 七 隣接住民 近隣関係住民のうち次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ 中高層建築物の外壁面からその高さと同じ水平距離の範囲内に居住する者及び当該範囲内に建築物を所有する者

ロ 冬至日における真太陽時の八時から十六時までの間に、中高層建築物から受ける日影が二時間以上となる範囲内に居住する者及び当該範囲内に建築物を所有する者

一部改正〔平成八年条例一六号〕

(区長の責務)

第三条 区長は、紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整するよう努めなければならない。

(建築主及び近隣関係住民の責務)

第四条 建築主は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物を建築するに当たっては、その計画から完了に至るまでの間、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

2 建築主及び近隣関係住民は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもつて自主的に解決するよう努めなければならない。

（工事施工者等の協力義務）

第五条 工事施工者等は、前条に規定する建築主の責務を認識し、紛争の防止及び紛争の解決のため、協力しなければならない。

第二章 紛争の予防

（標識の設置等）

第六条 建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民に建築に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地の見やすい場所に、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

2 建築主は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を規則で定めるところにより、区長に報告しなければならない。

（説明会の開催等）

第七条 建築主は、中高層建築物を建築しようとする場合においては、当該建築に係る計画の内容について、次の各号に掲げる者に対し、説明会等の方法により説明しなければならない。

一 隣接住民

二 近隣関係住民で当該建築に係る計画の内容について説明を受けたい旨を申し出た者

2 建築主は、前項の規定により説明会等を行つたときは、規則で定めるところにより、その内容について速やかに区長に報告しなければならない。

第三章 紛争の調整

（助言及びあつせん）

第八条 区長は、近隣関係住民と建築主又は工事施工者等との間に紛争がある場合において、必要があると認めるときは、円満な解決を図るため、当事者に助言及びあつせんを行うことができる。

（あつせんの打ち切り）

第九条 区長は、当該紛争について、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせンを打ち切ることができる。

（調停）

第十条 区長は、前条の規定によりあつせンを打ち切つた場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。

2 区長は、前項に規定する勧告をした場合において、当事者の双方がその勧告を受諾したときは、江戸川区建築紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）の調停に付することができる。

3 調停委員会は、前項の規定により調停を行つた場合は、その結果を区長に報告しなければならない。

（調停の打ち切り）

第十一条 調停委員会は、前条第二項の規定により区長から付された調停に係る紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、その旨を区長に通知しなければならない。

2 区長は、前項の通知を受けたときは、当事者にその旨を通知し、調停を打ち切ることができる。

(出頭)

第十二条 区長又は調停委員会は、調整のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(関係図書の提出)

第十三条 区長又は調停委員会は、調整のため必要があると認めるときは、当事者に対し、関係図書の提出を求めることができる。

(工事着手の延期等の要請)

第十四条 調停委員会は、調停のため、工事の着手の延期又は工事の停止の必要があると認めるときは、区長にその旨を通知しなければならない。

2 区長は、調整のため必要があると認めるとき又は前項の通知があつたときは、建築主に対し、期間を定めて工事の着手の延期又は工事の停止を要請することができる。

第四章 調停委員会

(設置)

第十五条 区長の附属機関として、調停委員会を置く。

(所掌事項)

第十六条 調停委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 第十条第二項の規定により区長から付された紛争の調停に関すること。
- 二 区長の諮問に応じて、紛争の予防と調整に関する重要な事項について調査、審議を行い、意見を述べること。

(組織)

第十七条 調停委員会は、法律、建築又は環境等の分野に関し優れた知識及び経験を有する者のうちから、区長が委嘱する委員五人以内をもつて組織する。

(任期)

第十八条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第十九条 調停委員会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理し、調停委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十条 調停委員会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五章 雑則

一部改正〔昭和五八年条例二四号〕

(公表)

第二十一条 区長は、この条例の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当し、かつ、必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。

- 一 建築主が、第六条第一項の標識を設置せず、又は同条第二項の報告をしないとき。
- 二 建築主が、第七条第一項の説明をせず、又は同条第二項の報告をしないとき。

三 建築主が、第六条第二項の報告又は第七条第二項の報告において、虚偽の報告をしたとき。

四 当事者が、第十二条の出頭の求めに正当な理由がなく従わないとき。

五 当事者が、第十三条の関係図書の提出の求めに正当な理由がなく従わないとき。

六 建築主が、第十四条第二項の工事の着手の延期又は工事の停止の要請に正当な理由がなく従わないとき。

一部改正〔昭和五八年条例二四号〕

(中高層建築物以外の建築物の建築に係る紛争の調整)

第二十二條 中高層建築物以外の建築物の建築に係る紛争の調整の申出があつたときは、第八条から第十三条までの規定を準用する。

一部改正〔昭和五八年条例二四号〕

(委任)

第二十三條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和五八年条例二四号〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前に、既に従前の例により設置された標識、実施された説明会及び提出された関係図書は、この条例によりなされたものとみなす。

3 この条例施行の際、既に従前の例により調整が行われている紛争については、この条例施行後は、この条例の定めるところによる。

(適用除外)

4 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和五十三年東京都条例第六十四号）の適用を受ける中高層建築物については、この条例は、適用しない。

付 則（中間省略）

付 則（平成八年三月二九日条例第一六号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画区域に関して、改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定され、都市計画法第二十条第一項の規定による告示があつた日から施行する。

江戸川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

昭和五十四年三月三十日

規則第二十四号

〔注〕昭和五八年から改正経過を注記した。

改正	昭和五四年一二月規則第四九号	昭和五八年	四月規則第二四号		
	昭和六二年	四月規則第四六号	昭和六二年一月規則第八一号		
平成	五年	三月規則第二六号	平成	五年	五月規則第三二号
平成	八年	三月規則第三三号	平成一一年	七月規則第六〇号	
平成一三年	二月規則第二三号	平成一四年一二月規則第七〇号			
平成一六年	三月規則第一四号	平成二六年一〇月規則第七七号			
平成二七年	三月規則第二九号	平成二七年	六月規則第四〇号		
平成三〇年	九月規則第五九号	平成三一年	三月規則第五六号		
令和	元年	七月規則第一四号	令和	三年	三月規則第三六号
令和	四年	三月規則第四四号	令和	五年	三月規則第六六号
令和	五年	七月規則第八〇号	令和	六年	三月規則第四〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和五十四年三月江戸川区条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(近隣関係住民及び隣接住民の範囲)

第三条 条例第二条第六号イに掲げる中高層建築物の外壁面からその高さの二・五倍の水平距離の範囲内に居住する者、同条第七号イに掲げる中高層建築物の外壁面からその高さと同じ水平距離の範囲内に居住する者及び同号ロに掲げる冬至日における真太陽時の八時から十六時までの間に、中高層建築物から受ける日影が二時間以上となる範囲内に居住する者とは、当該範囲内にある建築物（建築物の一部が当該範囲内にある場合を含む。）又は独立した居室に居住する者で、次に掲げる者を除いたものをいう。

一 同居人、下宿人その他これに準ずる者

二 他に生活の本拠を有する管理人

一部改正〔平成一三年規則二三号〕

(標識の様式)

第四条 条例第六条第一項に規定する標識（以下「標識」という。）の様式は、別記第一号様式による。

一部改正〔平成一三年規則二三号〕

(標識の設置場所)

第五条 標識は、原則として建築敷地の道に接する部分（建築敷地が二以上の道に接するときは、そのそれぞれの道に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね一メートルとなるよう設置するものとする。

(標識の設置期間)

第六条 標識の設置期間は、延べ面積が三百平方メートル以上、かつ、高さが十メートルを超える中高層建築物にあつては、次の各号のいずれかに掲げる手続（二以上の手続を行う場合は、最初の手続）をしようとする日（以下「手続日」という。）の少なくとも六十日前から、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第五十九条の二第一項、第八十六条第三項若しくは第四項、第八十六条の二第二項若しくは第三項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百五条第一項の許可申請を行う中高層建築物にあつては手続日の少なくとも九十日前から、その他の中高層建築物にあつては手続日の少なくとも三十日前から、それぞれ法第七条第一項に規定する完了検査の申請（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）若しくは法第十八条第十六項に規定する工事完了通知を提出した日又は法第七条の二第四項に規定する工事が完了した日までの間とする。ただし、江戸川区長（以下「区長」という。）が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

一 法第六条第一項に規定する確認の申請

二 法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類の提出

二の二 法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定の申請

三 法第十八条第二項に規定する計画の通知

三の二 法第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定に係る通知

四 法第四十三条第二項第一号、第四十四条第一項第三号、第五十二条第六項第三号、第五十五条第二項、第五十七条第一項、第六十八条第五項、第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、第六十八条の四、第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、第六十八条の五の六、第八十六条第一項若しくは第二項、第八十六条の二第一項、第八十六条の六第二項又は第八十六条の八第一項若しくは第三項に規定する認定の申請

五 法第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第二号若しくは第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項から第十四項までの各項ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）、第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項、第五十三条第四項、第五項若しくは第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号若しくは第四号（法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項若しくは第四号各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十八条第二項、第五十九条第一項第三号若しくは第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二第一項第三号、第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十五条第六項若しくは第七項、第八十六条第三項若しくは第四項又は第八十六条の二第二項若しくは第三項に規定する許可の申請

六 法第五十八条第一項に規定する高度地区に関する都市計画で定められた特例許可の申請

七 江戸川区特別工業地区建築条例（平成十五年十二月江戸川区条例第三十七号）第三条ただし書に規定する許可の申請

八 東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）第二条第三項、第三条第一項ただし書、第四条第三項、第五条第三項、第八条の十九第一項、第十条第四号、第十条の二第一項ただし書、第十条の三第二項第二号、第十七条第三号、第二十一条第二項、第二十二条ただし書、第二十四条た

し書、第三十二条ただし書、第四十一条第一項ただし書、第五十二条又は第七十三条の二十に規定する認定の申請

八の二 東京都駐車場条例（昭和三十三年東京都条例第七十七号）第十七条第一項ただし書、第十七条の二第一項ただし書、第十七条の三ただし書、第十七条の四第一項ただし書、第十七条の五第三項、第十八条第一項若しくは第二項又は第十九条の二第一項に規定する認定の申請

九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十七条第一項（同法第十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十二條の二第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請

十 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）第十四条の規定による認定の申請

十一 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十七条第一項（同法第十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請

十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第四条第一項若しくは第七条第一項に規定する計画の認定の申請又は同法第百十六条第一項に規定する許可の申請

十三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項まで（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請又は同法第十八条第一項に規定する許可の申請

十四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項及び第五十五条第一項に規定する計画の認定の申請

十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十四条第一項及び第三十六条第一項に規定する認定の申請

十六 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百五条第一項に規定する許可の申請

十七 江戸川区環状七号線沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年十月江戸川区条例第三十五号）第六条に規定する許可の申請

十八 江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成七年三月江戸川区条例第十二号）第十八条各号に規定する許可の申請

十九 江戸川区臨海町二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成十一年三月江戸川区条例第二十号）第七条第一項各号に規定する許可の申請

二十 江戸川区特別業務地区建築条例（平成十五年十二月江戸川区条例第三十六号）第三条ただし書に規定する許可の申請

一部改正〔昭和六二年規則八一号・平成五年三二号・八年三三号・一一年六〇号・一三年二三号・一四年七〇号・一六年一四号・二六年七七号・二七年二九号・二七年四〇号・三〇年五九号・三一年五六号・令和元年一四号・三年三六号・四年四四号・五年六六号・五年八〇号・六年四〇号〕

（標識の設置方法等）

第七条 建築主は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項がその期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。

（標識の記載事項の変更）

第八条 建築主は、建築に係る計画を変更したときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正しなければならない。

(標識の設置報告)

第九条 建築主は、条例第六条第二項に規定する報告をしようとするときは、標識を設置した日から起算して五日以内に、別記第二号様式により区長に報告しなければならない。

2 建築主は、前条の規定により標識の記載事項を変更したときは、速やかに別記第二号の二様式により区長に報告しなければならない。

一部改正〔平成一三年規則二三号〕

(説明会等の開催)

第十条 建築主は、標識を設置したときは、原則として標識を設置した日から起算して十四日以内に、条例第七条第一項に規定する説明会等（以下「説明会等」という。）を開催しなければならない。

ただし、延べ面積が三百平方メートル以上、かつ、高さが十メートルを超える中高層建築物に係る標識を設置したときは、原則として説明会によるものとする。

2 前項に規定する説明会の開催後、当該説明会に欠席した隣接住民等に対しては、戸別説明等の方法によらなければならない。

3 建築主は、説明会等を開催しようとするときは、開催日の五日前までに、日時及び場所を掲示等の方法により近隣関係住民に周知させなければならない。ただし、隣接住民に対しては、書面をもつて周知させなければならない。

4 条例第七条第一項に規定する当該建築に係る計画の内容について説明すべき事項は、次に掲げるものとする。

一 中高層建築物の敷地の形態及び規模、敷地内における中高層建築物の位置並びに付近の建築物の位置の概要

二 中高層建築物の規模、構造及び用途

三 中高層建築物の工期、工法及び作業方法等

四 中高層建築物の工事による危害の防止策

五 中高層建築物の建築に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす著しい影響及びその対策

5 前項に規定する建築に係る計画の内容の説明は、資料を配布して行わなければならない。

6 建築主は、第一項から前項までの規定に基づき、説明会等の方法により説明した後、当該近隣関係住民に明らかに不利益を生ずる建築に係る計画を変更したときは、変更した当該建築に係る計画の内容について、あらためて説明会等の方法により説明しなければならない。

一部改正〔平成一三年規則二三号〕

(説明会等の報告)

第十一条 建築主は、前条の規定により説明会等を開催したときは、速やかに別記第三号様式に次に掲げる関係図書を添付して、区長に報告しなければならない。

一 配置図、各階平面図、二面以上の立面図、隣接住民との関連を表示した日影図及び近隣関係住民の範囲等を表示した付近状況図

二 説明会等で配布した図書

三 その他区長が必要と認めた関係図書

一部改正〔平成一三年規則二三号〕

(あつせんの申出等)

第十二条 建築主及び近隣関係住民は、条例第八条に規定するあつせんの申出をしようとするときは、別記第四号様式により区長に申し出なければならない。

2 区長は、条例第八条に規定するあつせんを行うことを決定したときは、別記第四号の二様式により当事者に通知するものとする。

3 区長は、条例第九条の規定によりあつせんを打ち切つたときは、別記第四号の三様式により当事者に通知するものとする。

全部改正〔平成一三年規則二三号〕

（調停移行の勧告等）

第十三条 区長は、条例第十条第一項の規定により調停への移行を勧告しようとするときは、別記第五号様式により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、別記第六号様式により区長に届け出なければならない。

（調停の開始）

第十四条 区長は、条例第十条第二項の規定により江戸川区建築紛争調停委員会（以下「調停委員会」という。）の調停に付することに決定したときは、別記第七号様式により当事者に通知するものとする。

（調停の打ち切り）

第十五条 区長は、条例第十一条第二項の規定により調停を打ち切つたときは、別記第八号様式により当事者に通知しなければならない。

（手続の非公開）

第十六条 あつせん又は調停の手続は、公開しない。

（代表当事者の選定）

第十七条 区長又は調停委員会は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の中からあつせん又は調停の手続における当事者となる一人又は数人（以下「代表当事者」という。）を選定するよう求めることができる。

2 当事者は、前項の規定により代表当事者を選定したときは、書面をもつて区長又は調停委員会に届け出なければならない。

（出頭の求め）

第十八条 区長又は調停委員会は、条例第十二条の規定により当事者の出頭を求め、その意見を聴こうとするときは、別記第九号様式により当事者に通知するものとする。

（関係図書の提出の求め）

第十九条 区長又は調停委員会は、条例第十三条の規定により関係図書の提出を求めようとするときは、別記第十号様式により当事者に通知するものとする。

（工事着手の延期等の要請）

第二十条 区長は、条例第十四条第二項の規定により工事の着手の延期又は工事の停止を要請しようとするときは、別記第十一号様式により建築主に通知するものとする。

（公表の方法）

第二十一条 区長は、条例第二十一条の規定による公表は、門前掲示場に掲示するとともに、広報えどがわ等に登載する方法により行う。

一部改正〔昭和五八年規則二四号〕

（庶務）

第二十二条 調停委員会の庶務は、都市開発部都市計画課において処理する。

一部改正〔昭和五八年規則二四号・六二年四六号・平成五年二六号・八年三三号・令和三年三六号〕

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則施行の際、既に建築主が第六条各号の一に掲げる手続をした場合にあつては、当該中高層建築物に係る標識の設置期間は、この規則施行の日から法第七条第一項に規定する工事完了届又は法第十八条第五項に規定する工事完了通知を提出した日までの間とする。
- 3 この規則施行の日から起算して三十日以内に、建築主が第六条各号の一に掲げる手続をしようとする場合にあつては、当該中高層建築物に係る標識の設置期間は、この規則施行の日から法第七条第一項に規定する工事完了届又は法第十八条第五項に規定する工事完了通知を提出した日までの間とする。

付 則 (中間省略)

付 則 (平成一三年二月二〇日規則第二三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日から起算して六十日以内に、建築主が第六条各号のいずれかに掲げる手続をしようとする場合にあつては、当該中高層建築物に係る標識の設置期間は、この規則の施行の日から法第七条第一項に規定する工事完了届若しくは法第十八条第五項に規定する工事完了通知を提出した日又は法第七条の二第四項に規定する工事が完了した日までの間とする。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (中間省略)

付 則 (平成一六年三月二五日規則第一四号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

付 則 (平成二六年一〇月一〇日規則第七七号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二七年三月三一日規則第二九号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年六月一日規則第四〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成三〇年九月二五日規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成三一年三月二九日規則第五六号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

付 則 (令和元年七月一〇日規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和三年三月三十一日規則第三六号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和四年三月三十一日規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和五年三月三十一日規則第六六号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

付 則（令和五年七月五日規則第八〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和六年三月二九日規則第四〇号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式（省略）